

現場代理人の常駐義務の緩和について

小山市建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人について、常駐規定を緩和し、他工事との兼務をできるように下記のとおり基準を定めました。

【他の工事と兼務を認める工事】

以下の要件をすべて満たす場合に、現場代理人の他工事との兼務を認める。

- (1) 小山市が発注する工事であること。
- (2) 兼務できる工事は2件までとする。
- (3) 請負代金額が4000万円未満であること。
- (4) 市が兼務を認められないと判断した工事でないこと。

【兼務することができる工事の確認方法】

現場代理人の兼務の可否については、指名通知書又は入札公告、特記仕様書に記載。

【兼務する場合の手続き】

現場代理人及び主任技術者等通知書に工事名、工事箇所、工事担当課を記載してください。

【受注者の遵守事項】

- (1) 兼務をさせる現場代理人が、すでに現場代理人として配置されている工事名等を市に報告すること。
- (2) 現場代理人を対象工事のいずれかには常駐させること。
- (3) 現場代理人に、市及び配置させている工事現場と常に連絡が取れる体制を確保させること。

【適用】

令和5年1月1日以降に発注する工事から適用する。

小山市発注の建設工事における現場代理人兼務の取扱い基準について

(趣旨)

第1条 この基準は、小山市（以下「市」という。）が発注した建設工事（以下「工事」という。）について、建設業者の受注機会の拡大を図るため、受注者が複数の工事を請負っている場合、その工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務することについて必要な事項を定めるものとする。

(兼務工事数)

第2条 一人の現場代理人が兼務できる工事数は、2つまでとし、以下に掲げる工事期間中の工事であっても工事数は、1つと数える。ただし、受注者が、工事の検査に合格せず、再度の補修を行っている工事は、工事数として数えない。

- (1) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(対象となる工事)

第3条 市が発注する工事で、次の全ての要件を満たす工事を兼務の対象とする。

- (1) 請負代金額が4,000万円未満であること。
- (2) 市が兼務を認められないと判断した工事でないこと。

(変更契約)

第4条 現場代理人を兼務している工事において、契約変更が生じたことにより、第3条第1項で定める請負代金額を上回る場合でも、引き続き現場代理人の兼務を認めることとする。

(兼務の解除)

第5条 現場代理人が兼務する2件の工事で、いずれかの工事において、現場代理人が兼務することが困難であると、市が判断した場合は、市は受注者に対し、当該現場代理人の兼務の解除を求めることができ、受注者は、他の現場代理人を配置しなければならない。

(受注者の遵守事項)

第6条 受注者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼務をさせる現場代理人が、すでに現場代理人として配置されている工事名等を市に報告すること。
- (2) 現場代理人を対象工事のいずれかには常駐させること。
- (3) 現場代理人に、市及び配置させている工事現場と常に連絡が取れる体制を確保させること。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、別に定める。

(附則)

この基準は、平成23年4月1日以降に新規契約する工事から適用する。

(附則)

この基準は、平成28年6月1日以降に発注する工事から適用する。

(附則)

この基準は、令和5年1月1日以降に発注する工事から適用する。